

●特定行政庁に聞いた屋内側の防火被覆の考え方

丙 10・58 頁

設問	東京都	神奈川県	愛知県	高崎市	横浜市	名古屋市	堺市
Q1 妻壁はどこまで必要?	個別に判断する	外壁がぶつかる軒の高さまで。原則、垂木の下部まで必要	取り決めた壁としてみた場合に、炎の進入を防止できるかどうかで判断する	梁や桁下まで	天井裏の一番上まで	外壁がぶつかる軒の高さまで	外壁がぶつかる軒の高さまで
Q2 小屋裏や天井裏には必要?	天井裏は必要。小屋裏は人が出入りせず外壁がない場合は不要	不要	必要とは指導していない	必要	「建築物の防火避難規定の解説2005」の通り	必要	必要
Q3 軒に防火被覆を施している場合、どこまで必要?	基本は外壁がぶつかる軒の高さまで	基本は外壁がぶつかる軒の高さまで	取り決めた壁としてみた場合に、天井と軒の高さが一致している場合は天井まで。その他は個別判断	基本は天井下まで。天井が軒高より低い場合は外壁の高さまで、軒高より高い場合は天井まで	基本は外壁の上端まで	基本は外壁がぶつかる軒の高さまで	基本は外壁と同じ範囲まで。天井と軒の高さが一致している場合は天井まで
Q4 軒がなく、外壁に防火被覆が施されている場合、どこまで必要?	垂木や野地板まで	外壁の高さまで	壁としてみた場合に、炎の進入を防止できるかどうかで判断する	屋根下地にぶつかるまで	外壁の高さ以上	垂木まで	「建築物の防火避難規定の解説2005」の通り
Q5 柱や梁の側面は必要?	必要とは指導していない	必要とは指導していない	必要とは指導していない	真壁造以外は必要	必要とは指導していない	必要とは指導していない	必要とは指導していない
Q6 根太と根太の間は必要?	必要だが、未施工が多い	必要とは指導していない	必要とは指導していない	2階は必要	必要とは指導していない	必要とは指導していない	必要とは指導していない
Q7 天井に準耐火構造の防火被覆を施した場合、天井裏の防火被覆をなくすことを認めるか?	認めない	認めない	理論上は認められるが、該当事例は少ない	準耐火構造の大臣認定を得ている外装材を使用すれば認める	認めない	建物全体を準耐火構造の仕様にすれば認める	該当事例はないが認める

Q3は57ページの図の右側の仕様、Q4は左側の仕様を想定した質問

【左表(※)に関する主な疑義】

(※) 表画像は、(株)日経BP「日経ホームビルダー」2008年10月号58頁掲載画像より転載  
○番号は原告代理人記載

- 1 Q2回答と矛盾している。
- 2 屋内防火被覆材の施工範囲に関し、梁や桁を基準にすることの合理性がまったく認められない。(後記の通り、居室外の小屋裏であろうと屋内防火被覆を要するが、梁や桁は、居室内・居室外を区分するものですらない)原告代理人が高崎市建築指導課に問い合わせたところ、妻壁の梁・桁より上部に防火被覆材は施工しなくてよいという見解ではなく、過去にもそうした運用がなされていたという記録はない旨の回答がなされた。
- 3 Q1、Q3、Q4各回答と矛盾している。原告代理人が神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課に問い合わせたところ、防火構造に関しては「建築物の防火避難規定の解説」に従った運用をしており、過去にも小屋裏に屋内防火被覆が不要であるとの見解を採用したことはない旨の回答がなされた。
- 4 原告代理人が愛知県建築指導課建築指導グループに問い合わせたところ、防火構造に関しては「建築物の防火避難規定の解説」に従った運用をしており、過去にも小屋裏に屋内防火被覆が不要であるとの見解を採用したことはない旨の回答がなされた。
- 5 上記④と同じ。建築基準法22条・23条は、建物の居室部に限らず、建物自体について外部からの延焼防止・抑制を目的とする以上、行政庁が独断で法律の規制を緩和した運用(居室外周としての天井に防火被覆がなされていれば小屋裏の被覆不要)をするはずがない。
- 6 上記⑤後段と同じ